|  |  |
| --- | --- |
| 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の児童発達支援  **運営規程（例）** | |
| 運営規程 | 作成に当たっての留意事項 |
| 児童福祉法に基づく○○○（児童発達支援）運営規程 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称 |
| （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。 | ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称 |
| （運営の方針）  第２条　事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。  ２　指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ３　前二項のほか、法に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。 |  |
| （事業の運営）  第３条　指定児童発達支援の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による指導、訓練等は行わないものとする。 |  |
| （事業所の名称等）  第４条　指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　神戸市○○区△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※「神戸市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する |
| （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名  管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）児童発達支援管理責任者　○名  児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。  （ア）適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。  （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。  （ウ）児童発達支援計画の原案の内容を障害児等に対して説明し、文書により障害児等の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。  （エ）児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。  （オ）利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。  （カ）障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。  （キ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （３）児童指導員　○名以上  児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。  （４）保育士　○名以上  児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。  （５）指導員　○名以上  児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。  （６）運転手　○名以上  事業所の自動車を使用して、障害児の自宅と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。  （７）事務員　○名以上  　　　必要な事務を行う。 | ※（3）～（7）のうち、配置しない職種は記載しない。  ※（1）～（7）のほかに、配置する職種がある場合は別途記載する。 |
| （営業日及び営業時間等）  第６条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日  ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日  ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間  午前○時から午後○時までとする。 | ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。  ※なお、営業除外日を「お盆」といった具体的な日程が特定できない書き方をする場合は、利用者にいつまでに、どのような方法で、当該営業除外日を周知するのかについても記載する。 |
| （利用定員）  第７条　事業所の利用定員は次のとおりとする。  ○○名 |  |
| （指定児童発達支援を提供する主たる対象者）  第８条　指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。   1. 障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む）及び難病等対象者） | ※主たる対象者を特定しない場合は、記載しなくてもよい。 |
| （指定児童発達支援の内容）  第９条　事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。  （１）児童発達支援計画の作成  （２）基本事業  （ア）日常生活訓練  （イ）集団生活適応訓練  （ウ）創作的活動  （エ）更生相談  （オ）介護方法の指導  （カ）健康指導  （３）介護サービス  更衣、排泄等の身体介助  （４）送迎サービス  事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間の送迎を行う。 | ※「（３）介護サービス・・・」「（４）送迎サービス・・・」⇒基本事業に加えて行うサービスの設定がある場合のみ記載する。 |
| （利用者から受領する費用の種類及びその額）  第１０条　指定児童発達支援を提供した際には、利用者から指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、利用者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  ３　次に定める費用については利用者から徴収するものとする。  （１）日用品費　実費  （２）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。 |  |
| （サービス利用に当っての留意事項）  第１１条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。  （１）○○○こと  （２）○○○こと  （３）○○○こと | ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出時等の際の「許可」等）等については、規定することはできない。） |
| （利用者負担額等に係る管理）  第１２条　事業者は、障害児が同一の月に事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の利用者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。  ２　前項の場合において、事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。 |  |
| （通常の事業の実施地域）  第１３条　通常の事業の実施地域は、神戸市○○区・○○区、××市全域とする。 | ※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○区○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。 |
| （緊急時及び事故発生時等における対応方法）  第１４条　現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、速やかに都道府県、市町村、障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ４　指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。 |  |
| （非常災害対策）  第１５条　事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 |  |
| （業務継続計画の策定等）  第１６条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （衛生管理等）  第１７条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （苦情解決）  第１８条　事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は利用者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市長又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、市長又は市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長又は市町村長に報告するものとする。  ４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 |  |
| （個人情報の保護）  第１９条　事業者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　従業者及び管理者は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得るものとする。 |  |
| （虐待防止に関する事項）  第２０条　事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）苦情解決体制の整備  （３）すべての従業者に対する障害児等の人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）  （４）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知 |  |
| （身体拘束等の禁止）  第２１条　事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。  ３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施 |  |
| （質の評価等）  第２２条　事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。  ２　事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者による評価を受けて、その改善を図るものとする。  （１）障害児等の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  （２）従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  （３）指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況  （４）関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況  （５）障害児等に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況  （６）緊急時等における対応方法及び非常災害対策  （７）指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況  ３　事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容を〇〇のホームページ上に公表するものとする。 | ※〇〇⇒公表先を「事業者」又は「事業所」と記載する。 |
| （その他運営に関する重要事項）  第２３条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　事業者は、障害児等に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 |  |
| 附　則  この規程は、令和○○年○月１日から施行する。 | ※運営規程を変更する場合は、「附則この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |